北浜キャピタルパートナーズ株式会社
Kitahama Capital Partners Co., Ltd.

2026年11月17日

各位

会 社 名　北浜キャピタルパートナーズ株式会社
代表者名　代表取締役社長　平岡 佳明
（コード番号：2134 東証スタンダード）
問 合 先　取締役 管理本部長　柏木 剛
（TEL. 06-6226-7581）
U R L　https://kitahamabank.co.jp/

固定資産（立木）の棚卸資産への振替及び販売に基づく売上計上に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社が保有する熊本県球磨郡五木村の山林のうち、ユア・エネルギー開発株式会社（以下「販売先」といいます。）との間の立木売買契約（以下「本契約」といいます。）で定める区画（当該山林を５つに分けた伐採区画のうち１区画。以下「本件区画」といいます。）に生立する立木（以下「本件立木」といいます。）を販売先に販売すること（以下「本件販売」といいます。）を決議し、同日付で本契約を締結いたしました。また、本件販売の決定に伴い、本件立木を有形固定資産から流動資産（棚卸資産）に振り替え、本件販売により売上高を計上する見込みとなりましたので、あわせてお知らせいたします。

本件販売の販売価額は300百万円（消費税等別）であり、３回に分けて支払われます。第１回の代金（100百万円）は2026年11月18日に受領する予定であり、本件立木の所有権は、第１回の代金の受領と同時に当社から販売先に移転いたします。なお、山林の土地は本件販売の対象に含まれず、引き続き当社が所有いたします。また、残り４つの伐採区画の立木も、引き続き当社が保有いたします。

【本件の要点】

- 本件立木を、販売価額300百万円（消費税等別）で販売先に販売いたします。本件立木は、山林を５つに分けた伐採区画のうち１区画に生立するものであり、山林の土地は販売の対象に含まれません。
- 販売代金は、2026年11月18日、同年12月15日及び2027年１月15日の３回に分けて、各100百万円が支払われます。
- 販売先は、引渡日から５年間で本件立木を自らの費用で伐採・搬出いたします。代金の完済までは、支払済みの代金に相当する材積を超えて伐採することはできないこととされております。
- 本件販売に伴い、2027年３月期第３四半期において、売上高300百万円及び売上総利益169百万円を計上する見込みであります。2027年３月期の連結業績予想の修正はありません。

記

１．販売の理由及び経緯

（１）販売の理由

当社は、2024 年 11 月 26 日付「熊本県山林取得及び関連する事業に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、熊本県球磨郡五木村の山林（以下「本件山林」といいます。）を取得し、立木を伐採して木材チップに加工し、近隣のバイオマス発電所に販売する山林事業を計画しておりました。伐採及び加工に必要な林業機械につきましては、2026 年４月 15 日付「第三者割当による第 15 回新株予約権の発行及び第三者割当契約締結に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同新株予約権の行使により調達する資金で購入する予定としておりましたが、林業機械の価格が円安及び物価上昇により当初の見込みを上回ったことに加え、同新株予約権の行使が一部にとどまっていることから、本日現在、購入には至っておらず、当社による伐採には着手しておりません。

こうした状況のもと、当社は、本件山林を５つに分けた伐採区画のうち、本件区画の立木を、伐採及び搬出の体制を有する事業者に販売することといたしました。販売先は、本件区画の立木を５年かけて伐採・搬出いたします。本件区画は、当社が保有する区画の中でも林齢 50 年から 80 年の立木が中心の区画であり、本件立木は、当社が保有する立木の総材積（218,572 立方メートル。森林簿に基づく）の約 22%に相当するものでありますが、販売価額は、当社が保有する林木全体の帳簿価額（2026 年６月 30 日現在 603,845 千円）の約５割に相当いたします。

本件立木は、これまで有形固定資産（林木）として計上しておりましたが、本件販売の決定に伴い、2026 年 11 月 17 日付で本件立木の帳簿価額（130,998 千円）を有形固定資産から流動資産（棚卸資産）に振り替えております。立木の販売は当社の山林事業の一環であることから、本件販売による収入は売上高として、振り替えた帳簿価額は売上原価として計上いたします。

なお、本件山林については、当社を計画主体として 2026 年１月 26 日に五木村長の認定を受けた森林経営計画（計画期間：2026 年２月１日から 2031 年１月 31 日まで）がありますが、同計画で伐採を予定しているのは 38 林班の主伐及び 40 林班 16 小班の間伐であり、本件区画（39 林班）の伐採は含まれておりません。本件区画の伐採にあたっては、販売先が、森林所有者である当社の同意を得て森林経営計画の申請を行う予定であり、当社による申請は要しません。また、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出その他伐採に必要な手続は、本契約に基づき販売先が行い、当社はこれに協力いたします。また、同計画の認定時期は、2024 年 11 月 26 日付「熊本県山林取得及び関連する事業に関するお知らせ」では 2025 年７月を見込んでおりましたが、本件山林が広大でドローン測量のみでは計画の作成に必要な情報が不足したこと、周辺との境界の確認に時間を要したこと、及び本件山林に含まれていた森林公社の森林を計画から除外するための契約上の地位の移転の手続を要したことから、2026 年１月となりました。

（２）経緯

当社は、2026 年９月頃から販売先と本件立木の販売について協議を行い、本日、本契約を締結いたしました。

（３）取締役会における審議

本契約では、本件立木の所有権は第１回の代金の受領時に販売先に移転し、残りの代金 200 百万円は所有権の移転後に支払われることとなります。当社は、販売先の代金支払能力を確認したことを前提として本件販売を判断したものではありませんが、残りの代金の回収に備え、本契約において、①販売先は代金の完済までの間、支払済みの代金額に相当する材積を超えて本件立木を伐採できないこと、②販売先が代金の支払いを 30 日以上遅滞し、当社の催告後 14 日以内に支払わない場合には、当社は本契約を解除でき、未伐採の本件立木の所有権が当社に復帰すること、③本件立木に明認方法を施すとともに、

本契約の内容について公正証書を作成することを定めております。担保及び保証は取得しておりませんが、これらにより、代金が支払われない場合であっても、未払いの代金額に相当する立木が当社に残る仕組みとしていることから、当社取締役会は、本件販売を行うことが妥当であると判断いたしました。また、当社は、伐採期間中、現場に管理者１名を置き、伐採エリアの確認及び搬出伝票により伐採材積を把握することで、支払済みの代金額に相当する材積を超えて伐採されていないことを確認いたします。

２．販売資産の内容

（１）	資産の内容	立木（熊本県球磨郡五木村所在の山林のうち、本件区画に生立する立木。土地は含みません。）
（２）	所在地	熊本県球磨郡五木村（39 林班）
（３）	材積	47,417 立方メートル（森林簿に基づく）
（４）	帳簿価額	130,998 千円（2026 年 6 月 30 日現在。林木の帳簿価額を森林簿の材積比で按分。2026 年 11 月 17 日付で流動資産（棚卸資産）に振替）
（５）	販売価額	300,000 千円（消費税等別）
（６）	売上総利益	169,002 千円
（７）	現況	山林（未伐採の立木）

３．販売価額の算定根拠

本件販売の販売価額は、木材の販売価格から伐採及び搬出等の生産諸経費を差し引いて立木の価格を求める方法に基づき算定しております。具体的には、森林簿に基づく本件立木の材積（47,417 立方メートル）に歩留まり 85%を乗じた利用材積（40,304 立方メートル）を、含水率 50%の木材チップの重量（１立方メートル当たり約 1.0 トン）に換算した数量（40,304 トン）に、木材チップの想定販売単価（１トン当たり 13,000 円）を乗じた額（523 百万円）から、利用材積に対する伐採費（１立方メートル当たり 3,500 円。141 百万円）及びチップへの加工費（同 500 円。20 百万円）並びに運搬費（１トン当たり 1,000 円。40 百万円）の合計（201 百万円）を控除した額（322 百万円）を試算し、当該試算額を勘案のうえ、販売先との協議により決定いたしました。上記の金額は、百万円未満を切り捨てて記載しております。なお、第三者による評価は、費用が 10 百万円を超える見込みであったことから取得しておりません。なお、販売価額を森林簿に基づく本件立木の材積（47,417 立方メートル）で除した１立方メートル当たりの価額は約 6,327 円であります。

４．販売先の概要

（１）	名称	ユア・エネルギー開発株式会社	
（２）	所在地	東京都千代田区内神田二丁目 15 番 15 号	
（３）	代表者の役職・氏名	代表取締役　金藏　法義	
（４）	事業内容	バイオマス・ガス化装置及びバイオマス・ガス化発電装置の開発・製造・販売等	
（５）	資本金	10,000,000 円	
（６）	設立年月日	2013 年 1 月 23 日	
（７）	大株主及び持株比率	相手先の意向及び当事者間の守秘義務契約により、氏名等は非公開とさせていただきます。	
（８）	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
		人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。

		取引関係	当社は、2026年11月1日付で、当該会社との間で、本件山林における施業事業に関する顧問契約（契約期間：2026年11月1日から2028年10月31日まで、顧問料：当社が当該会社に月額500千円（消費税等別）を支払う）を締結しております。当該顧問契約は、本件山林の施業計画、関係法令上の手続、施業事業者等との調整等について当社が助言を受けるためのものであり、本件販売とは別個の契約であります。本件販売に関して当該会社に支払う成功報酬その他の報酬の定めはありません。
		関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。
（9）	最近3年間の経営成績及び財政状態	当該会社は、非公開会社のため、当該会社の経営成績及び財政状態については、当社で把握していないため記載しておりません。	

5．本契約の主な内容

（1）販売代金及び支払時期

販売代金は総額300百万円（消費税等別）であり、2026年11月18日に100百万円、同年12月15日に100百万円、2027年1月15日に100百万円が支払われます。

（2）引渡し及び所有権の移転

当社は、第1回の代金の受領と同時に本件立木を販売先に引き渡し、本件立木の所有権は同日に販売先に移転いたします。販売先は、代金を完済するまでの間、支払済みの代金額に相当する材積を超えて本件立木を伐採することはできません。

6．日程

（1）	取締役会決議日	2026年11月17日
（2）	本契約締結日	2026年11月17日
（3）	本件立木の引渡日	2026年11月18日（予定）
（4）	第1回代金の受領日	2026年11月18日（予定）
（5）	第2回代金の受領日	2026年12月15日（予定）
（6）	残代金の受領日	2027年1月15日（予定）

7．今後の見通し

本件販売に伴い、2027年3月期第3四半期連結会計期間において、売上高300百万円、売上原価130百万円（流動資産に振り替えた本件立木の帳簿価額）及び売上総利益169百万円を計上する見込みであります。2027年3月期の連結業績予想（2026年5月15日公表）では、本件山林における山林事業の売上高として180百万円を見込んでおりましたが、本件販売による売上高は当該売上高に代わるものであり、連結売上高予想（12,374百万円）に対する増加額（120百万円）は約1.0%、売上総利益は同連結営業利益予想（2,085百万円）の約8.1%であることから、2027年3月期の連結業績予想の修正はありません。今後、修正が必要となった場合には、速やかにお知らせいたします。

2024年11月26日付「熊本県山林取得及び関連する事業に関するお知らせ」で公表した山林事業の事業計画（今後10年間の累計で売上高3,917百万円、営業利益1,902百万円、投資利回り15.8%（IRR）等）につきましては、本件販売後も、年間の木材チップの生産量（30,000トン）、売上高、利益計画及び投資利回りを含め、本日現在、変更は考えておりません。残り4つの伐採区画の立木につきましては、

当社が林業機械を取得したうえで伐採し、木材チップに加工して販売する方針に変更はありません。当該事業計画は、当社が林業機械を取得し、自社で伐採及び木材チップへの加工を行うことを前提に、年間 30,000 トン、10 年間で約 28.5 万トンの木材チップを販売する計画であります。当社は、当該事業計画の策定時に、森林簿の材積に森林簿の過小評価を勘案した補正（30%）を加えたうえで木材チップの重量に換算し、本件山林から約 53 万トンの木材チップを生産できると見込んでおりました。同じ方法で換算すると、本件立木は約 11.6 万トンに相当し、本件販売後も約 41.7 万トンの木材チップを生産できる見込みであることから、当該事業計画の販売量を確保できると考えております。なお、本件販売の販売価額は、販売先が伐採を行うことを前提に、補正前の森林簿の材積及び歩留まり 85%により保守的に試算したものであり、当社が自ら伐採及び加工を行う場合の生産量の見込みとは前提が異なります。今後、修正が必要となった場合には、速やかにお知らせいたします。

以上